

埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針（概要）

埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針は、犯罪被害者等基本法第5条及び埼玉県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、埼玉県における犯罪被害者等支援を総合的に推進するために策定いたしました。

なお、本指針は、犯罪被害者等を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、埼玉県犯罪被害者等支援に関する有識者検討会の意見も反映させながら必要に応じて見直すこととします。

3つの基本方針

- 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保証
- 2 被害の状況に応じた適切な支援
- 3 切れ目のない支援の推進

4つの重点課題と具体的な施策

第1 支援のための体制整備への取組	28 施策
1 推進体制の整備 県の支援体制の更なる充実、支援関係機関との連携強化及び市町村への支援	
2 相談・情報提供体制の充実 相談窓口の明確化、早期の情報提供及び助言	
3 支援従事者の育成 専門的知識と技能向上のための研修体制の充実及び人材の育成	
4 民間支援団体に対する援助 支援に関する情報の提供、助言や財政基盤確保のための支援	
第2 損害回復・経済的支援等への取組	16 施策
1 日常生活の支援 市町村及び関係団体と連携した日常生活への支援及び必要な情報の提供	
2 居住の安定 新たな住居が必要な犯罪被害者等に対する中長期的あるいは一時的な住居の確保	
3 雇用の安定 犯罪被害者等が置かれている現状についての事業者の理解促進	
4 経済的な助成に関する情報の提供等 経済的負担を軽減するための情報の提供及び助言等	
第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等	18 施策
1 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等 心身に受けた状況に応じた保険医療サービス及び福祉サービスに関する情報提供	
2 安全の確保 再被害を未然に防止し、犯罪被害者等の安全を確保	
第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組	6 施策
1 広報・啓発 犯罪被害者等が置かれている状況や配慮の重要性についての理解の深化	